

NHKインターネット活用業務実施基準の変更案に対する意見

- 外国の動画配信事業者への「NHKワールド・プレミアム」の番組提供を、対象事業者から対価を得て行う「3号有料業務」ではなく、受信料を財源とする「3号受信料財源業務」で行う必然性や趣旨の説明が、意見募集資料においては不十分だと考えます。
- 今回実施しようとしている業務を「3号受信料財源業務」とする理由について、同資料は「高い社会的意義があると認められる」と述べていますが、本件変更案は受信料の用途の拡大であり、視聴者・国民に対し丁寧かつ具体的な説明が求められます。「3号受信料財源業務」の対象を限定列挙する第29条第1項に関する今般の変更は、今後起こりうる対象業務の変更等の参考とされることから、丁寧な対応が望まれると考えます。
- 第31条の変更は、「3号受信料財源業務」においてNHKは3号対象事業者に対価を求めず、3号対象事業者は利用者に利用の対価を求めないとする原則を曲げることとなります。有料サービス事業者への番組提供と、NHKからの対価請求を可能とすることで、緊急・災害時の動画配信事業者への番組提供などを想定していた「3号受信料財源業務」の性格を変質させるおそれがありますので、例外を設けることとした背景などについて丁寧な説明が必要です。
- 第32条を変更し、「3号受信料財源業務」全体で年額5億円を超えないものとしていますが、費用の上限を従来の5倍とすることは異例です。今回実施しようとしている業務に関する動画配信事業者の想定数など具体的な事業イメージを示し、想定費用の妥当性を説明すべきものと考えます。

以 上